

里帰り出産などを予定されている方へ

委託医療機関以外で受診して妊婦健康診査助成券を使用できなかった方も対象です

令和4年4月修正

\* 表面 \*

## 妊婦健康診査助成制度のご案内

日本国内で妊婦健康診査を受診し、富士見市で発行した妊婦健康診査助成券を使用できなかった場合、助成券の金額を上限に妊婦健康診査にかかった費用の一部を助成（補助）する制度です。

ただし、指定項目以外の検査を受けた場合や、上限額を超えた分は自己負担となり、検査に健康保険が適応された場合は、助成（補助）の対象になりません。

- 【対象者】 妊婦健康診査受診日現在、富士見市に住民登録があり委託医療機関以外の医療機関または助産所で妊婦健康診査費用を自費でお支払された方
- 【補助額】 富士見市の定めた額以内
- 【申請場所】 子ども未来応援センター（窓口に来られない方は、下記にお問い合わせください）
- 【申請期限】 出産の日から1年以内

### ◎ 申請に必要なもの ◎

必要書類		備考
1	母子健康手帳	「出生届出済証明」「妊娠中の経過」「検査の記録」のページの写しが必要です。妊婦健康診査の受診を確認します。
2	領収書・明細書原本	領収書または明細書に「妊婦健診」と明記されていることが必要です。
3	使用できなかった「妊婦健康診査助成券」	使用できなかった助成券に、受診した医療機関等で検査日、医療機関名を記入してもらってください。
4	申請者名義の預金通帳など	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるページの写しが必要です。
5	妊婦健康診査実施報告書兼補助金申請書（様式第1号）	子ども未来応援センターにあります。申請時に記入してください。（当市ホームページからもダウンロード可）
6	妊婦健康診査補助金請求書（様式第3号）	

\* 裏面もご覧ください \*

#### 《問い合わせ・申請場所》

富士見市子ども未来応援センター

〒354-0021 富士見市大字鶴馬3351-2

（富士見市健康増進センター内）

TEL：049-252-3774



妊婦健康診査受診日に富士見市に住民登録があり  
日本国内の医療機関や助産所で  
「妊婦健康診査助成券」が使用できましたか？

使用できた

助成券の上限金額を超えた額は  
自己負担になります

使用できなかった

医療機関等での費用は  
一旦自己負担となります

妊婦健康診査助成制度(表面  
参照)を利用し申請する

約2か月後に規定額が  
口座に振り込まれます

### 助成券使用時の注意



- ・転出日当日の助成券の使用は出来ません。
- ・転入前及び転出後の助成券については住民登録先の自治体にご相談ください。
- ・未使用の助成券の現金との引き換えは出来ません。

※ 県内の委託助産所では、③ ⑥ ⑩ ⑫の助成券はご使用できませんのでご注意ください。

市役所の開庁時間外や富士見市以外で出生の届出をされた場合は赤ちゃん書類保管袋を市役所や各出張所又は子ども未来応援センターでお受け取りください。予防接種手帳(定期予防接種の予診票)や赤ちゃん手帳(乳幼児健診でも使用する小冊子)などが入っています。